

森林法による立木の伐採に係る事務手続き

浜松市林業振興課

伐採を予定している森林は、森林法第5条による地域森林計画の対象民有林ですか？
対象かどうかは、市担当課（林業振興課（053-457-2159）または天竜森林事務所（053-922-0031））へお問い合わせ
いただくか、「静岡県森林クラウド公開システム」でご確認ください。

届出不要

対象森林でない

対象森林である

保安林

保安林以外

保安林内で立木を伐採する場合は、許可や届出が必要です

保安林かどうかは、静岡県へご確認ください。

※天竜区外：西部農林事務所森林整備課（053-458-7235）

天竜区内：天竜農林局森林整備課（053-926-2314）

伐採目的は、
開発のためですか？ 林業活動のためですか？

開発目的

林業活動

開発面積は？

森林経営計画の認定を受けていますか？

（※）太陽光発電施設の場合
0.5ha（5,000㎡）と読み替える

1ha（10,000㎡）を超える（※）

1ha（10,000㎡）以下（※）

いいえ

はい

事前に（伐採開始日の前90～30日）

事後に（伐採または造林の後30日以内）

林地開発許可（森林法第10条の2）が必要です

詳しい手続きについては、市林業振興課（053-457-2159）で
ご確認ください。

「伐採及び伐採後の造林の届出書」の提出が必要です
（森林法第10条の8第1項）

【提出先】天竜区外：林業振興課 / 天竜区内：天竜森林事務所

伐採完了後30日以内、造林完了後30日以内

**「伐採に係る森林の状況報告書」と
「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」の提出が必要です**
（森林法第10条の8第2項）

【提出先】天竜区外：林業振興課 / 天竜区内：天竜森林事務所

「森林経営計画に係る伐採等の届出書」の提出が必要です
（森林法第15条）

【提出先】天竜区外：林業振興課 / 天竜区内：天竜森林事務所